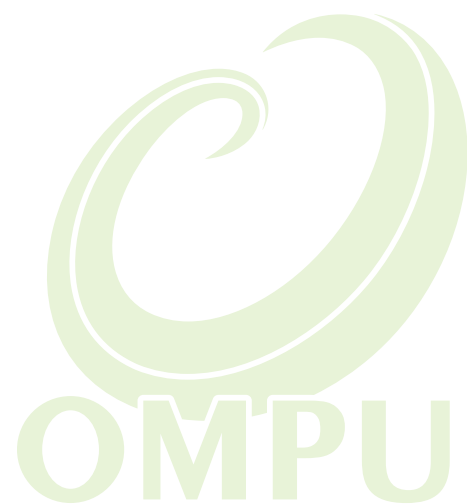




大学院 薬学研究科 学修の手引き

令和7年度(2025)



大阪医科薬科大学

Osaka Medical and Pharmaceutical University

2015年9月、国連本部で「持続可能な開発サミット」が開かれ、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」が採択されました。具体的には、「持続可能な開発（発展）目標（SDGs=Sustainable Development Goals）」として17の目標、169のターゲットが設定され、日本を含むすべての国々は2030年までにこれらの目標を達成するものとされています。本法人もこのアジェンダに共感することから、SDGsの考え方を取り入れた社会貢献活動を推進していきます。（学校法人大阪医科薬科大学 SDGs特設サイトの「行動指針」より）

シラバスに各授業科目で関係するSDGs17の目標を記載しました。

皆さんの学修成果がSDGs達成にどのように寄与するか、理解を深める一助になれば幸いです。



大学院 薬学研究科 学修の手引き

令和7年度（2025）

・ 薬学研究科での学修について	2
・ 社会人大学院生の受入れに関する制度について	6
・ 薬科学専攻 博士前期課程について	9
・ 薬科学専攻 博士後期課程について	13
・ 薬学専攻 博士課程について	17
・ 薬学専攻 博士課程（がんプロフェッショナル養成コース）について	21
・ 薬学研究科 諸規定	25

薬学研究科での学修について 令和6（2024年度以降入学者）

薬科学専攻 博士前期課程

●履修方法

以下のとおり31単位以上の修得が必要。

＜必修科目＞

「領域統合型先端科学特論」（1単位）：1年次後期に履修する。

「薬学倫理教育特論Ⅰ」（1単位）：1年次前期に履修する。

「特別演習（PBL）」（2単位）：1年次前期または2年次前期に履修する。

「特別演習（外国文献講読等）」（4単位）：1～2年次の前期及び後期に履修する。

「特別研究」（17単位）：1～2年次の前期及び後期に履修する。

＜選択科目＞

「構造生物学特論」等8科目（各1単位）

- ・1年次または2年次の、前期または後期に配当されている各科目を選択して履修する。
- ・このうち6科目6単位以上選択して修得すること。
- ・ただし各領域（「分子構造・機能解析学領域」、「創薬化学領域」、「生命・環境科学領域」）から1科目1単位以上を含め、6科目6単位以上を取得すること。
- ・各科目の配当年次・学期・領域については、薬学研究科規程別表1－3を参照のこと。

領域	科目名
分子構造・機能解析学領域	構造生物学特論、生物科学特論
創薬化学領域	生体機能分析学特論、薬化学特論、生薬・天然物化学特論
生命・環境科学領域	環境科学特論、薬理学特論、薬物生体機能科学特論

- ・選択科目の履修登録は、ポータルサイト（Universal Passport）で行う（登録申請の期間等は別途案内する）。

●修了要件

- ・所定の期間在学し、必要な単位を取得する（31単位以上）。
- ・提出した博士論文の審査及び最終試験に合格した者に修士（薬科学）の学位を授与する
- ・最終試験は口述による論文内容の発表（公開形式）及びこれに関する科目についての試問とする。

●論文作成

- ・論文提出期限：最終年度の2月中までに提出
- ・提出された学位論文をもとに口頭試問等を含む学力試験による審査ならびに博士論文内容の公開発表会による学位論文の審査を行う。

●研究指導計画書の提出 4月末日（土日祝除く）

●中間発表会 3月中旬

薬科学専攻 博士後期課程

●履修方法

以下のとおり28単位以上の修得が必要。

＜必修科目＞

「薬学倫理教育特論Ⅱ」（1単位）：1年次前期に履修する。

「特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」（各1単位）：1・2・3年次の前期に履修する。

「特別研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」（各1単位）：Ⅰ・Ⅱは1・2年次の後期、Ⅲは3年次前期に履修する。

「特別研究」（18単位）：1～3年次の前期及び後期に履修する。

＜選択科目＞

「分子構造・機能解析学特論Ⅰ」等9科目（各1単位）

- ・1・2・3年次の前期または後期に配当されている各科目を選択して履修する。
- ・このうち3科目3単位以上選択して修得すること。
- ・「生命・環境科学領域」の科目は1科目1単位まで修了要件単位に含めることができる。
- ・各科目の配当年次・学期・領域については、薬学研究科規程別表1－4を参照のこと。

領域	科目名
分子構造・機能解析学領域	分子構造・機能解析学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
創薬化学領域	創薬化学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
生命・環境科学領域	生命・環境科学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

- ・選択科目の履修登録は、ポータルサイト（Universal Passport）で行う（登録申請の期間等は別途案内する）。

●修了要件

- ・所定の期間在学し、必要な単位を取得する（28単位以上）。
- ・提出した博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士（薬科学）の学位を授与する
- ・最終試験は口述による論文内容の発表（公開形式）及びこれに関する科目についての試問とする。
- ・学位論文の基礎となる報文として、査読審査のある原著の筆頭著者論文が1報以上必要となる。原則として1報以上は英文とする。原則としてfull paper又はそれに準ずるものであり、Science Citation Indexが定義するimpact factorの付されている雑誌に掲載されたものとする。また、主に博士後期課程の期間に実施された研究成果によるものでなければならない。なお、掲載受理（accepted）され印刷中（in press）の原稿も基礎となる報文に含めることができる。

●論文作成

- ・論文提出期限：最終年度の12月20日までに提出
- ・提出された学位論文をもとに口頭試問等を含む学力試験による審査ならびに博士論文内容の公開発表会による学位論文の審査を行う。

●指導計画書の提出 4月末日（土日祝除く）

●中間発表会 3月中旬

薬学専攻 博士課程

●履修方法

以下のとおり41単位以上の修得が必要。

ただしがんプロフェッショナルコースの科目については、別途薬学研究科規程別表1－2を参照のこと。

<必修科目>

「医療薬学総論」（1単位）：1年次前期に履修する。

「薬学倫理教育特論」（1単位）：1年次前期に履修する。

「外国文献購読」（8単位）：1～4年次の前期及び後期に履修する。

「臨床評価演習」（1単位）：1年次または2年次の後期に履修する。

「特別研究」（24単位）：1～4年次の前期及び後期に履修する。

<選択科目>

「予防薬学特論Ⅰ」等の特論18科目（各1単位）

- ・1・2・3年次の前期または後期に配当されている各科目を選択して履修する。
- ・このうち3科目3単位以上選択して修得すること。
- ・「領域薬学特論Ⅲ」は1科目1単位まで修了要件に含めることができる。
- ・各科目の配当年次及び学期については、薬学研究科規程別表1－1を参照のこと。
- ・各特論の領域については下表を参照のこと。

領域	科目名
医療薬学	病態薬理学特論Ⅰ・Ⅱ、病態解析学特論Ⅰ・Ⅱ
臨床薬学	医薬品動態制御学特論Ⅰ・Ⅱ、医療評価薬学特論Ⅰ・Ⅱ、臨床薬学特論Ⅰ・Ⅱ
生物・予防薬学	予防薬学特論Ⅰ・Ⅱ
創薬化学	分子構造・機能解析学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、創薬化学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

「薬効評価演習」等の演習5科目（各1単位）

- ・1・2・3・4年次の前期または後期に配当されている各科目を選択して履修する。
- ・このうち各学生の所属領域の科目を含め3科目3単位選択して修得すること。
- ・各科目の配当年次及び学期については、薬学研究科規程別表1－1を参照のこと。
- ・各演習の領域については下表を参照のこと。

領域	科目名
医療薬学	薬効評価演習、病態評価演習
臨床薬学	医療評価演習
生物・予防薬学	健康環境予防評価演習
創薬化学	創薬化学演習

- ・選択科目の履修登録は、ポータルサイト（Universal Passport）で行う（登録申請の期間等は別途案内する）。

●修了要件

- ・所定の期間在学し、必要な単位を取得する（41単位以上）。
- ・提出した博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士（薬学）の学位を授与する
- ・最終試験は口述による論文内容の発表（公開形式）及びこれに関する科目についての試問とする。
- ・学位論文の基礎となる報文として、査読審査のある原著の筆頭著者論文が1報以上必要となる。原則

として1報以上は英文とする。原則としてfull paper又はそれに準ずるものであり、Science Citation Indexが定義するimpact factorの付されている雑誌に掲載されたものとする。また、主に博士課程の期間に実施された研究成果によるものでなければならない。なお、掲載受理（accepted）され印刷中（in press）の原稿も基礎となる報文に含めることができる。

●論文作成

- ・論文提出期限：最終年度の12月20日までに提出
- ・提出された学位論文をもとに口頭試問等を含む学力試験による審査ならびに博士論文内容の公開発表会による学位論文の審査を行う。

●指導計画書の提出 4月末日（土日祝除く）

●中間発表会 3月中旬

社会人大学院生の受入れに関する制度について

大学院薬学研究科では、社会人大学院生の積極的な受入れを目的として、次のような制度を設けています。

教育方法の特例

特例として、夜間や休日に授業や研究指導を受けることができます。

※「大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。」（大阪医科薬科大学大学院学則第10条第1項第4号）

以上の制度を利用することを希望される方は、指導教員または薬学学務部教務課までご相談ください。

長期履修制度

職業を有する方、育児又は介護等の事情を有する方は、大学院薬学研究科での標準修業年限を1年または2年間延長することができます（延長された期間の学費は免除）。

※詳しくは、「大阪医科薬科大学 大学院薬学研究科における長期履修に関する規程」をご参照ください。

参考 長期履修適用者の履修モデル

【薬学専攻博士課程】

（1）入学時のみ申請する場合

1年次	2年次	3年次	4年次	4年次	
長期履修の申請					
1～3年次担当科目を4年間かけて履修しつつ、研究活動に取り組む				4年次担当科目の履修及び学位論文の作成	

（2）3年次でのみ申請する場合

1年次	2年次	3年次	4年次	4年次	
		長期履修の申請			
1～3年次担当科目の履修及び研究活動への取り組み			4年次担当科目の履修と学位論文の作成に2年間かけて取り組む		

（3）入学時と3年次の両方で申請する場合

1年次	2年次	3年次	4年次	4年次	4年次
長期履修の申請		長期履修の申請			
1～3年次担当科目を4年間かけて履修しつつ、研究活動に取り組む				4年次担当科目の履修と学位論文の作成に2年間かけて取り組む	

【薬科学専攻博士後期課程】

(1) 入学時のみ申請する場合

1 年次	2 年次	3 年次	3 年次	
長期履修の申請				
1～2 年次担当科目を3 年間かけて履修しつつ、研究活動に取り組む			3 年次担当科目の履修及び学位論文の作成	

(2) 2 年次でのみ申請する場合

1 年次	2 年次	3 年次	3 年次	
	長期履修の申請			
1～2 年次担当科目の履修及び研究活動への取り組み		3 年次担当科目の履修と学位論文の作成に2 年間かけて取り組む		

(3) 入学時と2 年次の両方で申請する場合

1 年次	2 年次	3 年次	3 年次	3 年次
長期履修の申請	長期履修の申請			
1～2 年次担当科目を3 年間かけて履修しつつ、研究活動に取り組む			3 年次担当科目の履修と学位論文の作成に2 年間かけて取り組む	

令和7年度

薬科学専攻（博士前期課程）

薬学研究科 薬科学専攻 博士前期課程(2年制課程)

建学の精神

『医療人育成機関の使命は、教育と研究であり、またこれらは医療の実践に活かすことで達成される』

学 是

『至誠仁術』

大阪医科薬科大学の理念

建学の精神及び学是（至誠仁術）に基づき、国際的視野に立った教育、研究或いは良質な医療の実践をとおり、人間性豊かで創造性に富み人類の福祉と文化の発展に貢献する医療人を育成する。

大阪医科薬科大学の目的

本学の理念に基づき、豊かな人間性と国際的視野を備えた次の人材を育成することを目的とする。

- (1) 人類共通の課題である健康の維持増進並びに疾病の予防と克服及び苦痛の軽減に努める人材
- (2) 変化する社会に対応し最新の知識と最良の技術を生涯学び続ける人材
- (3) 地域医療から世界に通じる研究開発にわたる領域で探究心を持って活躍する人材

大阪医科薬科大学大学院の目的

- 1 医学、薬学及び看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の発展に寄与する。
- 2 設置する研究科において研究者、教育者或いは医療人として自立して活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

薬学研究科の目的

本学大学院の目的に基づき、薬学部における教育研究を基に、高い専門性を持つ研究及び知識・技能の教授を通じて、薬学分野の先端科学ならびに医療を発展させ継承することのできる人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。

薬学研究科薬科学専攻博士前期課程の目的

薬科学領域における先端的な研究及び知識・技能の教授を通じて、優れた国際的視野を持つ研究能力を備えた研究者・技術者となることのできる人材を養成することを目的とする。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

薬学研究科薬科学専攻博士前期課程の学位授与の要件は、所定の期間在学し、修士課程の教育・研究の理念に沿った教育・研究指導を受け、修士論文の審査、試験に合格し、修士課程を修了することです。授与する学位は「修士（薬科学）」とし、審査にあたり、

- ・ 広く高度で知的な素養と幅広く深い学問的知識を身に付け、柔軟な応用力を備えた研究能力、倫理観、さらには国際的視野を持つこと。

を学位授与の基準とします。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

薬学研究科薬科学専攻博士前期課程（修士課程）において、学生は3つの研究領域（分子構造・機能解析学領域、創薬化学領域、生命・環境科学領域）のいずれかに所属し、主として所属研究室の指導教員により研究・教育指導を受けることとしており、次のような方針でカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 基礎薬学の知識の上に立ち、さらに深い専門的学識と倫理観を体得し、専門分野における応用力を向上・充実させます。
2. 講義科目は選択制を基本とし、学生の自主性や専門性に配慮します。
3. 問題解決能力や研究の国際交流上必要なコミュニケーション能力を養成するため、演習（特別演習）及び特別研究を配置します。

上記のように編成した教育課程では、各科目の教育内容に応じて、アクティブラーニング、体験型学習、オンライン教育、LMS（Learning Management System）などを活用した学修を実践します。

薬学研究科薬科学専攻博士前期課程カリキュラムマップ（2019年度以降学生）

カリキュラム・ポリシー		科目区分	1 年次		2 年次		ディプロマ・ポリシー	
			前期	後期	前期	後期		
基礎薬学の知識の上に立ち、さらに深い専門的学識と倫理観を体得し、専門分野における応用力を向上・充実させます。	講義科目は選択制を基本とし、学生の自主性や専門性に配慮します。	講義	(必修) 薬学倫理教育特論Ⅰ	< 3 領域統合科目 > (必修) 領域統合型先端科学特論			広く高度で知的な素養と幅広く深い学問的知識を身に付け、柔軟な応用力を備えた研究能力、倫理観、さらには国際的視野を持つこと。	
			<分子構造・機能解析学領域> (選択必修) 前期：構造生物学特論 後期：生物科学特論 ※ 1 年次又は 2 年次で履修する					
			<創薬化学領域> (選択必修) 前期：薬化学特論 後期：生体機能分析学特論、生薬・天然物化学特論 ※ 1 年次又は 2 年次で履修する					
			<生命・環境科学領域> (選択必修) 前期：環境科学特論 後期：薬理学特論、薬物生体機能科学特論 ※ 1 年次又は 2 年次で履修する					
	問題解決能力や研究の国際交流上必要なコミュニケーション能力を養成するため、演習（特別演習）及び特別研究を配置します。	演習	(必修) 前期：特別演習（PBL） ※ 1 年次又は 2 年次で履修する					
			(必修) 特別演習（外国文献講読等）					
		実習	(必修) 特別研究					

令和7年度

薬科学専攻（博士後期課程）

薬学研究科 薬科学専攻 博士後期課程(3年制課程)

建学の精神

『医療人育成機関の使命は、教育と研究であり、またこれらは医療の実践に活かすことで達成される』

学 是

『至誠仁術』

大阪医科薬科大学の理念

建学の精神及び学是（至誠仁術）に基づき、国際的視野に立った教育、研究或いは良質な医療の実践をととして、人間性豊かで創造性に富み人類の福祉と文化の発展に貢献する医療人を育成する。

大阪医科薬科大学の目的

本学の理念に基づき、豊かな人間性と国際的視野を備えた次の人材を育成することを目的とする。

- (1) 人類共通の課題である健康の維持増進並びに疾病の予防と克服及び苦痛の軽減に努める人材
- (2) 変化する社会に対応し最新の知識と最良の技術を生涯学び続ける人材
- (3) 地域医療から世界に通じる研究開発にわたる領域で探究心を持って活躍する人材

大阪医科薬科大学大学院の目的

- 1 医学、薬学及び看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の発展に寄与する。
- 2 設置する研究科において研究者、教育者或いは医療人として自立して活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

薬学研究科の目的

本学大学院の目的に基づき、薬学部における教育研究を基に、高い専門性を持つ研究及び知識・技能の教授を通じて、薬学分野の先端科学ならびに医療を発展させ継承することのできる人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。

薬学研究科薬科学専攻博士後期課程の目的

生命科学や高度先端医療に密接に関連する薬科学研究分野において、創薬研究を通じて学問の体系的な発展及び継承を担う研究者・教育者となることのできる人材を養成することを目的とする。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

薬学研究科薬科学専攻博士後期課程の学位授与の要件は、所定の期間在学し、博士課程の教育・研究の理念に沿った教育・研究指導を受け、博士論文の審査、試験に合格し、博士課程を修了することです。授与する学位は「博士（薬科学）」とし、審査にあたり、

- ・生命科学の応用として展開される創薬科学や関連する研究領域において、新しい視点と独自の発想から課題を的確に把握し、それを解決できる高度な専門的知識と技能、倫理観を持ち、さらに指導力とリーダーシップを発揮して薬科学領域の研究に貢献できる能力を身に付けていること。

を学位授与の基準とします。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

薬学研究科薬科学専攻博士後期課程（博士課程）において、学生は3つの研究領域（分子構造・機能解析学領域、創薬化学領域、生命・環境科学領域）のいずれかに所属します。研究・教育指導は、所属研究室の指導教員を中心に行うが、これに加えて当該研究領域の教員並びに領域外の教員とも連携し、学生に対して複眼的な視点からの研究・教育指導が行える体制としており、次のような方針でカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 専門分野に関連した他の研究領域の知識と技能を取込み、オリジナリティーの高い独自の専門分野を開発・発展させることのできる柔軟性と応用力、倫理観を備えた資質を涵養することを目的とした講義科目を配置します。
2. 問題解決能力や課題探究能力を養成するため、特別演習、特別研究演習、及び特別研究を配置します。

上記のように編成した教育課程では、各科目の教育内容に応じて、アクティブラーニング、体験型学習、オンライン教育、LMS（Learning Management System）などを活用した学修を実践します。

薬学研究科薬科学専攻博士後期課程カリキュラムマップ（2019年度以降学生）

カリキュラム・ポリシー	科目区分	1 年次		2 年次		3 年次		ディプロマ・ポリシー
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門分野に関連した他の研究領域の知識と技能を取込み、オリジナリティーの高い独自の専門分野を開発・発展させることのできる柔軟性と応用力、倫理観を備えた資質を涵養することを目的とした講義科目を配置します。	講義	(必修) 薬学倫理教育特論Ⅱ						生命科学の応用として展開される創薬科学や関連する研究領域において、新しい視点と独自の発想から課題を的確に把握し、それを解決できる高度な専門的知識と技能、倫理観を持ち、さらに指導力とリーダーシップを発揮して薬科学領域の研究に貢献できる能力を身に付けていること。
		<分子構造・機能解析学領域> (選択必修) 分子構造・機能解析学特論Ⅰ		<分子構造・機能解析学領域> (選択必修) 分子構造・機能解析学特論Ⅱ		<分子構造・機能解析学領域> (選択必修) 分子構造・機能解析学特論Ⅲ		
		<創薬化学領域> (選択必修) 創薬化学特論Ⅰ		<創薬化学領域> (選択必修) 創薬化学特論Ⅱ		<創薬化学領域> (選択必修) 創薬化学特論Ⅲ		
			<生命・環境科学領域> (選択必修) 生命・環境科学特論Ⅰ		<生命・環境科学領域> (選択必修) 生命・環境科学特論Ⅱ		<生命・環境科学領域> (選択必修) 生命・環境科学特論Ⅲ	
問題解決能力や課題探究能力を養成するため、特別演習、特別研究演習、及び特別研究を配置します。	演習	(必修) 特別演習Ⅰ		(必修) 特別演習Ⅱ		(必修) 特別演習Ⅲ		
			(必修) 特別研究演習Ⅰ		(必修) 特別研究演習Ⅱ	(必修) 特別研究演習Ⅲ		
	実習	(必修) 特別研究						

令和7年度

薬学専攻（博士課程）

薬学研究科 薬学専攻 博士課程（4年制課程）

建学の精神

『医療人育成機関の使命は、教育と研究であり、またこれらは医療の実践に活かすことで達成される』

学 是

『至誠仁術』

大阪医科薬科大学の理念

建学の精神及び学是（至誠仁術）に基づき、国際的視野に立った教育、研究或いは良質な医療の実践をとおり、人間性豊かで創造性に富み人類の福祉と文化の発展に貢献する医療人を育成する。

大阪医科薬科大学の目的

本学の理念に基づき、豊かな人間性と国際的視野を備えた次の人材を育成することを目的とする。

- （1）人類共通の課題である健康の維持増進並びに疾病の予防と克服及び苦痛の軽減に努める人材
- （2）変化する社会に対応し最新の知識と最良の技術を生涯学び続ける人材
- （3）地域医療から世界に通じる研究開発にわたる領域で探究心を持って活躍する人材

大阪医科薬科大学大学院の目的

- 1 医学、薬学及び看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の発展に寄与する。
- 2 設置する研究科において研究者、教育者或いは医療人として自立して活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

薬学研究科の目的

薬学専攻博士課程は、臨床及び医療に密接に関連する薬学研究分野において、広い視野と高い専門性を備えて国民の健康の維持増進ならびに疾病の予防及び治療を担う優れた研究者・教育者・医療人となることができる人材を養成することを目的とする。なお、同課程に設けるがんプロフェッショナル養成コースは、がん専門薬剤師等、がん医療分野の広範な知見と高度な技術を有する人材の養成を目的とする

薬学研究科薬学専攻博士課程の目的

臨床及び医療に密接に関連する薬学研究分野において、広い視野と高い専門性を備えて国民の健康の維持増進ならびに疾病の予防及び治療を担う優れた研究者・教育者・医療人となることができる人材を養成することを目的とする。なお、同課程に設けるがんプロフェッショナル養成コースは、がん専門薬剤師等、がん医療分野の広範な知見と高度な技術を有する人材の養成を目的とする。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

薬学研究科薬学専攻博士課程の学位授与の要件は、所定の期間在学し、博士課程の教育・研究の理念に沿った教育・研究指導を受け、博士論文の審査、試験に合格し、博士課程を修了することです。授与する学位は「博士（薬学）」とし、審査にあたり、

1. 薬学研究に貢献できる十分な能力を有し、高度かつ広範で最新の知識、並びに高度かつ優れた技能・態度・倫理観・責任感等を身に付けていること。
 2. 優れた臨床的洞察力・観察力・解析力を持ち、臨床現場に精通していること。
- を学位授与の基準とします。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

薬学研究科薬学専攻博士課程において、臨床・医療薬学領域における広い視野と専門性の高い研究能力の涵養を行い、高度な知識と技能をもって国民の健康の維持増進、公衆衛生の向上並びに疾病の予防、治療等に資する優れた人材を養成するための教育研究を基本とします。そのため、

1. 医療薬学、生物・予防薬学と創薬化学、臨床・医療の実践による薬学臨床、さらにこれらを有機的に連携させたトランスレーショナルリサーチと臨床からのフィードバックを取り入れた、総合的な臨床・医療薬学教育を行います。
2. 科目を通じて、専門性の高い研究力、研究成果や情報の正確な伝達能力・説明能力を養成するとともに、臨床・医療の分野で求められる崇高な倫理観、使命感を涵養します。科目は講義、演習に分けて開講するとともに、特別研究を配置します。
3. がんプロフェッショナル養成コースでは、がんに対する基礎と応用の高い研究能力を身に付けるため創薬・薬物治療研究や臨床研修を経験します。

上記のように編成した教育課程では、各科目の教育内容に応じて、アクティブラーニング、体験型学習、オンライン学習、LMS（Learning Management System）などを活用した学修を実践します。

薬学研究科薬学専攻博士課程カリキュラムマップ（2024年度以降学生）

カリキュラム・ポリシー		科目区分	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		ディプロマ・ポリシー		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
医療薬学、生物・予防薬学と創薬化学、臨床・医療の実践による薬学臨床、さらにこれらを有機的に連携させたトランスレーショナルリサーチと臨床からのフィードバックを取り入れた、総合的な臨床・医療薬学教育を行います。	科目を通じて、専門性の高い研究力、研究成果や情報の正確な伝達能力・説明能力を養成するとともに、臨床・医療の分野で求められる崇高な倫理観、使命感を涵養します。科目は講義、演習に分けて開講するとともに、特別研究を配置します。	講義	(必修) 医療薬学総論 薬学倫理教育特論								薬学研究に貢献できる十分な能力を有し、高度かつ広範で最新の知識、並びに高度かつ優れた技能・態度・倫理観・責任感等を身に付けていること。 優れた臨床的洞察力・観察力・解析力を持ち、臨床現場に精通していること。		
			<領域薬学特論Ⅰ> (選択必修) 予防薬学特論Ⅰ 病態解析学特論Ⅰ 医療評価薬学特論Ⅰ	<領域薬学特論Ⅰ> (選択必修) 病態薬理学特論Ⅰ 医薬品動態制御学特論Ⅰ 臨床薬学特論Ⅰ									
					<領域薬学特論Ⅱ> (選択必修) 病態薬理学特論Ⅱ 医薬品動態制御学特論Ⅱ 臨床薬学特論Ⅱ	<領域薬学特論Ⅱ> (選択必修) 予防薬学特論Ⅱ 病態解析学特論Ⅱ 医療評価薬学特論Ⅱ							
			<領域薬学特論Ⅲ> (選択必修) 分子構造・機能解析学特論Ⅰ 創薬化学特論Ⅰ		<領域薬学特論Ⅲ> (選択必修) 分子構造・機能解析学特論Ⅱ 創薬化学特論Ⅱ		<領域薬学特論Ⅲ> (選択必修) 分子構造・機能解析学特論Ⅲ 創薬化学特論Ⅲ						
		演習	(必修) 外国文献講読										
			(必修) 後期：臨床評価演習 ※ 1 年次又は 2 年次で履修する										
			<薬学臨床領域> (選択必修) 前期：医療評価演習 ※ 1 年次～ 4 年次のいずれかで履修する										
			<医療薬学領域> (選択必修) 前期：薬効評価演習、病態評価演習 ※ 1 年次～ 4 年次のいずれかで履修する										
			<生物・予防薬学領域> (選択必修) 後期：健康環境予防評価演習 ※ 1 年次～ 4 年次のいずれかで履修する										
		実習	<創薬化学領域> (選択必修) 前期：創薬化学演習 ※ 1 年次～ 4 年次のいずれかで履修する										
(必修) 特別研究													

令和 7 年度
薬学専攻（博士課程）
がんプロフェSSIONAL養成コース

23

カリキュラム・ポリシー		科目区分	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		ディプロマ・ポリシー	
医療薬学、生物・予防薬学と創薬化学、臨床・医療の実践による薬学臨床、さらにこれらを有機的に連携させたトランスレーショナルリサーチと臨床からのフィードバックを取り入れた、総合的な臨床・医療薬学教育を行います。	科目を通じて、専門性の高い研究力、研究成果や情報の正確な伝達能力・説明能力を養成するとともに、臨床・医療の分野で求められる崇高な倫理観、使命感を涵養します。科目は講義、演習に分けて開講するとともに、特別研究を配置します。	講義	(必修) 医療薬学総論 薬学倫理教育特論		前期	後期	前期	後期	前期	後期	薬学研究に貢献できる十分な能力を有し、高度かつ広範で最新の知識、並びに高度かつ優れた技能・態度・倫理観・責任感等を身に付けていること。	
			(必修) 後期：がん医療薬学特論 ※ 1 年次～ 4 年次のいずれかで履修する									
			<領域薬学特論Ⅰ> (選択必修) 予防薬学特論Ⅰ 病態解析学特論Ⅰ 医療評価薬学特論Ⅰ	<領域薬学特論Ⅰ> (選択必修) 病態薬理学特論Ⅰ 医薬品動態制御学特論Ⅰ 臨床薬学特論Ⅰ								
					<領域薬学特論Ⅱ> (選択必修) 病態薬理学特論Ⅱ 医薬品動態制御学特論Ⅱ 臨床薬学特論Ⅱ	<領域薬学特論Ⅱ> (選択必修) 予防薬学特論Ⅱ 病態解析学特論Ⅱ 医療評価薬学特論Ⅱ						
			<領域薬学特論Ⅲ> (選択必修) 分子構造・機能解析学特論Ⅰ 創薬化学特論Ⅰ		<領域薬学特論Ⅲ> (選択必修) 分子構造・機能解析学特論Ⅱ 創薬化学特論Ⅱ		<領域薬学特論Ⅲ> (選択必修) 分子構造・機能解析学特論Ⅲ 創薬化学特論Ⅲ					
		(選択必修) e-Learningによるがん医療関連講義 ※詳細は薬学研究科薬学専攻博士課程がんプロフェッショナル養成コースにおけるe-Learningによるがん医療関連講義科目の履修要項に定める										
		演習	(必修) 外国文献講読									優れた臨床的洞察力・観察力・解析力を持ち、臨床現場に精通していること。
			(必修) がんプロフェッショナル基盤育成演習Ⅰ	(必修) がんプロフェッショナル基盤育成演習Ⅱ								
			(必修) 前期・後期：がんプロフェッショナル基盤育成演習Ⅲ ※ 1 年次～ 4 年次のいずれかで履修する									
			(選択必修) 前期・後期：がんプロフェッショナル基盤育成演習Ⅳ ※ 1 年次～ 4 年次のいずれかで履修する									
(必修) がん臨床・特別研究演習												
実習	<薬学臨床領域> (選択必修) 前期：医療評価演習 ※ 1 年次～ 4 年次のいずれかで履修する										がん専門薬剤師に求められる医療における実践を体験し、臨床研究に従事して症例報告や症例検討を行うことができること。	
	<医療薬学領域> (選択必修) 前期：薬効評価演習、病態評価演習 ※ 1 年次～ 4 年次のいずれかで履修する											
	<生物・予防薬学領域> (選択必修) 後期：健康環境予防評価演習 ※ 1 年次～ 4 年次のいずれかで履修する											
	<創薬化学領域> (選択必修) 前期：創薬化学演習 ※ 1 年次～ 4 年次のいずれかで履修する											

大阪医科薬科大学大学院 薬学研究科 諸規程

大阪医科薬科大学 大学院学則	26
大阪医科薬科大学 大学院薬学研究科規程	34
大阪医科薬科大学 学位規程	42
大阪医科薬科大学 大学院薬研究科学位規程施行細則	47
薬学研究科学位論文審査基準	61
薬学研究科研究指導計画書の作成要領	63
大阪医科薬科大学 大学院薬学研究科における長期履修に関する規程	66
大阪医科薬科大学 大学院薬学研究科における修業年限の特例に関する規程	70

大阪医科薬科大学 大学院学則

(昭和34年4月1日施行)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 大阪医科薬科大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、医学、薬学及び看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の発展に寄与することを目的とする。

2 本大学院は、第3条に規定する研究科において研究者、教育者或いは医療人として自立して活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(自己点検及び評価)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の方法等については、別に定める。

第2章 組 織

(組 織)

第3条 本大学院に医学研究科、薬学研究科及び看護学研究科を置く。

2 医学研究科に医科学専攻修士課程及び医学専攻博士課程を置く。

3 薬学研究科に薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士課程を置く。ただし、薬科学専攻博士課程は博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。

4 看護学研究科に看護学専攻博士課程を置く。ただし、博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。

第4条 医科学専攻修士課程に次のコースを置く。

(1) 医療科学コース

(2) SDGs / SDHコース

2 医学専攻博士課程に次のコースを置く。

(1) 予防・社会医学研究コース

(2) 生命科学研究コース

(3) 高度医療人養成コース

(4) 再生医療研究コース

(5) 先端医学研究コース

3 薬学研究科に別に定めるコースを置くことができる。

4 看護学専攻前期課程に次のコースを置く。

- (1) 教育研究コース
- (2) 高度実践コース

第5条 本学則に定めるもののほか、各研究科に必要な事項は、医学研究科規程、薬学研究科規程及び看護学研究科規程（以下、「研究科規程」という。）に定める。

第3章 収容定員

（収容定員等）

第6条 医学研究科は、医科学専攻修士課程を入学定員4名・収容定員8名とし、医学専攻博士課程を入学定員50名・収容定員200名とする。

2 薬学研究科は、薬学専攻博士課程を入学定員4名・収容定員16名とし、薬科学専攻博士前期課程を入学定員2名・収容定員4名、博士後期課程を入学定員2名・収容定員6名とする。

3 看護学研究科は、看護学専攻博士前期課程を入学定員8名・収容定員16名とし、博士後期課程を入学定員3名・収容定員9名とする。

第4章 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第7条 医学研究科の修業年限は、医科学専攻修士課程2年、医学専攻博士課程4年を標準とする。ただし、医学専攻博士課程において特に優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 薬学研究科の修業年限は、薬学専攻博士課程4年、薬科学専攻博士前期課程2年、博士後期課程3年を標準とする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については、博士課程においては3年以上、博士後期課程においては2年以上在学すれば足りるものとする。

3 看護学研究科の修業年限は、看護学専攻博士前期課程2年、博士後期課程3年を標準とする。

4 職業を有している等の事情により、修業年限を超えての教育課程の履修及び修了（以下、「長期履修」という。）を希望する場合には、指導教授を経て学長の許可を得ることにより、長期履修を行うことができる。長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

5 第1項から第3項の規定にかかわらず、特別の理由により指導教授を経て学長の許可を得た場合には、在学年限を次のとおり延長することができる。

- (1) 医学研究科医科学専攻修士課程においては4年まで、医学専攻博士課程においては8年まで
- (2) 薬学研究科薬学専攻博士課程においては8年まで、薬科学専攻博士前期課程においては4年まで、同博士後期課程においては6年まで
- (3) 看護学研究科看護学専攻博士前期課程においては4年まで、同博士後期課程にお

いては6年まで

- 6 第1項から第3項の規定にかかわらず、医科学専攻修士課程、医学専攻博士課程、薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士前期課程、看護学専攻博士前期課程においては、入学前に他の大学院等において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

第5章 授業科目及び履修方法

（授業科目及び単位数）

第8条 医学研究科、薬学研究科及び看護学研究科における授業科目及び単位数は研究科規程に定める。

（授業及び研究指導）

第9条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下、「研究指導」という。）によって行う。

- 2 前項の教育実施にあたり、第38条に定める研究科教授会はその計画を策定する。
- 3 第38条に定める研究科教授会は、学位論文の作成にあたり大学院生ごとに指導教員を定めるものとする。

（履修方法）

第10条 授業科目の履修は、次のとおりとする。

- (1) 大学院生は、所定の単位を修得するとともに、必要な授業又は研究指導を受けた上、学位論文を提出し、かつ、最終試験に合格しなければならない。
- (2) 指導教員が研究指導上必要と認め、かつ、他大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、第38条に定める当該研究科教授会の意見を踏まえ、学長が他大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。
- (3) 指導教員が研究指導上必要と認め、かつ、外国の大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、第38条に定める当該研究科教授会の議を経て、学長が外国の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。
- (4) 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- (5) 大学院での既修得単位については、当該研究科教授会の意見を踏まえ、学長が上限15単位まで認定することができる。なお、認定にあたっては、入学年度の所定期日までに、認定願出用紙、当該大学院の成績証明書及び当該科目の授業内容が記載された書類を提出する必要がある。
- (6) 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の研究科又は大学院と予め協議の上、

当該他の研究科又は大学院における授業科目の履修を当該研究科の授業科目の履修と認定することがある。

(7) 前各号のほか、履修方法の細目は、研究科規程による。

(成績の評価)

第11条 評価は原則として100点法によって行い、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、90点以上を秀(S)、80点以上89点以下を優(A)、70点以上79点以下を良(B)、60点以上69点以下を可(C)、59点以下を不可(D)と表示する。

(単位の認定)

第12条 履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行うものとする。

第6章 学 位

(修了要件)

第13条 医学研究科に所定の修業年限以上（第7条第1項のただし書きに該当する者については、3年以上）在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、医科学専攻修士課程では修士（医科学）を、医学専攻博士課程では博士（医学）の学位を授与する。

2 薬学研究科に所定の修業年限以上（第7条第2項のただし書きに該当する者については、3年ないし2年以上）在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、薬学専攻博士課程では博士（薬学）を、薬科学専攻博士前期課程では修士（薬科学）を、同博士後期課程では博士（薬科学）の学位を授与する。

3 看護学研究科に所定の修業年限以上在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、看護学専攻博士前期課程では修士（看護学）を、同博士後期課程では博士（看護学）の学位を授与する。

4 前各項に定める所定の単位については、研究科規程による。

第14条 医学研究科の医学専攻博士課程を経ない者にあつて、学位論文を提出し、その審査の結果、前条と同等以上の内容を有するものと認められ、かつ、専攻学術に関し同様の学識を有することを試問により確認された者に、博士(医学)の学位を授与する。

2 薬学研究科の薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士後期課程を経ない者にあつて、学位論文を提出し、その審査の結果、前条と同等以上の内容を有するものと認められ、かつ専攻学術に関し同様の学識を有することを試問により確認された者に、博士（薬学）又は博士（薬科学）の学位を授与する。

(学位規程)

第15条 学位論文の審査及び試験の方法、その他学位に関する必要な事項は、別に定める学位規程及び細則による。

第7章 入学、休学、転学及び退学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 入学を志願することのできる者の資格については、研究科規程に定める。

(入学志願手続き)

第18条 入学志願者は、所定の入学願書及び研究科規程に定める入学検定料を添えて学長に願い出なければならない。

第19条 入学検定は、人物、学力等について行うものとする。

(入学手続き)

第20条 入学を許可された者は、定められた期日以内に入学手続きを終了し、別表に定める入学金及び学費の一部を納入しなければならない。

(休学)

第21条 大学院生が病気その他事故により3か月以上休学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学長に所定の休学願を提出しなければならない。

第22条 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の理由があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第23条 休学者が復学しようとするときは、第21条の手続きに準ずる。

(退学)

第24条 大学院生が病気その他の理由で退学しようとするときは、学長に所定の退学願を提出しなければならない。

第25条 学長は、病気その他の理由で成業の見込がないと認めたときは、当該研究科教授会の意見を踏まえ、退学を命ずることがある。

(転学等)

第26条 他の大学の大学院へ転学又は他の研究機関に留学、就学を志願する者は、指導教員を経て、学長の許可を得なければならない。

(転入学)

第27条 本大学院に転入学を志願する者があるときは、その志願する研究科に欠員のあ
る場合に限り、当該研究科教授会で選考の上、学長が入学を許可することがある。

第8章 学費その他の納入金

(入学金及び学費)

第28条 入学金及び学費の額は、別表に定める。

2 学費の納入に関する取り扱いについては、研究科規程に定める。

第9章 聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生

(聴講生)

第29条 1 科目又は数科目の聴講を希望する者がある場合は、大学院生の学修に妨げの
ない限度において選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講を希望する者の出願手続きは、別に定めるところによる。

(研究生)

第30条 本大学院に研究生制度を置く。

2 前項に定めるほか、研究生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

(科目等履修生)

第31条 本大学院の特定の科目につき履修しようとする者がある場合は、選考の上科目
等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生の入学資格は、大学卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められ
た者とする。

3 科目等履修生として許可された科目を履修し、試験に合格した場合は、所定の単位を与
えることができる。

4 前各項に定めるほか、科目等履修生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

(特別聴講生)

第32条 他大学の大学院生で、本大学院において授業科目を履修し、単位の付与を受けよ
うとする者がある場合は、当該大学との協議に基づき、特別聴講生として受け入れること
がある。

2 前項に定めるほか、特別聴講生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

(特別研究生)

第33条 他大学の大学院生で、本大学院において研究指導を受けようとする者がある
ときは、当該大学との協議に基づき、特別研究生として受け入れることがある。

2 前項に定めるほか、特別研究生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

(外国人留学生)

第34条 第17条に定める入学資格を有する外国人が本大学院に入学を志願するときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する取り扱いは、別に定める。

(聴講生等への学則の適用)

第35条 聴講生、研究生、外国人留学生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生に関しては、本章に定めるほか本学則各章の規定を準用する。ただし、第6条、第7条及び第13条から第15条までの規定は、準用しない。

第10章 教員組織

(教員組織)

第36条 医学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、医学部の教授、准教授、講師及び助教並びに大学院医学研究科専任の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。必要ある場合は、専門教授、特別任命教員、特別職務担当教員をこれに充てることができる。

2 薬学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、薬学部の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

3 看護学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、看護学部の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

第11章 運営組織

(研究科長)

第37条 医学研究科に医学研究科長を置き、医学部長をもってこれに充てる。

2 薬学研究科に薬学研究科長を置き、薬学部長をもってこれに充てる。

3 看護学研究科に看護学研究科長を置き、看護学部長をもってこれに充てる。

4 医学研究科長、薬学研究科長及び看護学研究科長は、学長の統括の下、当該研究科に関する校務をつかさどる。

(教授会)

第38条 本大学院各研究科の教育研究に関する事項の審議機関として、それぞれに医学研究科教授会、薬学研究科教授会及び看護学研究科教授会を置く。

第39条 医学研究科教授会、薬学研究科教授会及び看護学研究科教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務職員)

第40条 本大学院に事務職員を置く。

第 13 章 その他

(大学学則の準用)

第 4 1 条 本学則に定めるもののほか、除籍、再入学、学年・学期・休業日、表彰・懲戒等の大学院生に関して必要な事項は、本大学学則を準用する。

第 4 2 条 本学則の改廃は、医学研究科教授会、薬学研究科教授会及び看護学研究科教授会の議を経て、学長が理事会に提案し、理事会が行う。

附 則

(中 略)

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度の入学者より適用する。

ただし、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 7 年度の薬学専攻博士課程の入学定員を 3 名、収容定員を 12 名、令和 8 年度の収容定員を 13 名、令和 9 年度の収容定員を 14 名、令和 10 年度の収容定員を 15 名とし、令和 7 年度の薬科学専攻博士前期課程の入学定員を 5 名、収容定員を 10 名、令和 8 年度の収容定員を 7 名とする。

(別表)

		医学研究科	薬学研究科	看護学研究科
入学金		23 万円	10 万円	20 万円
学 費	授業料	35 万円	50 万円	48 万円
	教育充実費	15 万円		10 万円
	実習料			15 万円※

※高度実践コース

大阪医科薬科大学 大学院薬学研究科規程

(令和3年4月1日施行)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学大学院（以下、「本大学院」という。）に設置する薬学研究科薬学専攻及び薬科学専攻について、本大学院学則（以下、「大学院学則」という。）に基づく必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 大学院学則に定める本大学院の目的に基づき、薬学研究科は、薬学部における教育研究を基に、高い専門性を持つ研究及び知識・技能の教授を通じて、薬学分野の先端科学ならびに医療を発展させ継承することのできる人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。

2 薬学研究科に設置する各専攻課程の目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 薬学専攻博士課程は、臨床及び医療に密接に関連する薬学研究分野において、広い視野と高い専門性を備えて国民の健康の維持増進ならびに疾病の予防及び治療を担う優れた研究者・教育者・医療人となることのできる人材を養成することを目的とする。なお、同課程に設けるがんプロフェッショナル養成コースは、がん専門薬剤師等、がん医療分野の広範な知見と高度な技術を有する人材の養成を目的とする。
- (2) 薬科学専攻博士前期課程は、薬科学領域における先端的な研究及び知識・技能の教授を通じて、優れた国際的視野を持つ研究能力を備えた研究者・技術者となることのできる人材を養成することを目的とする。
- (3) 薬科学専攻博士後期課程は、生命科学や高度先端医療に密接に関連する薬科学研究分野において、創薬研究を通じて学問の体系的な発展及び継承を担う研究者・教育者となることのできる人材を養成することを目的とする。

(教育課程)

第3条 大学院生は、薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士前期課程又は同専攻博士後期課程のいずれかに所属するものとし、薬学専攻博士課程においては同課程に設けるがんプロフェッショナル養成コースへの所属を入学選考の際に選択することができる。

(入学資格)

第4条 博士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の薬学（6年制）、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 修士の学位を有する者で、本大学院において薬学（6年制）課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

- (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号参照）
 - (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
 - (6) 薬剤師資格を取得後、薬剤師の実務経験を有する者で、本大学院において、個別の入学審査により、薬学（6年制）課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 博士前期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 大学の4年制課程を卒業した者
 - (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号参照）
 - (4) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 3 博士後期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号参照）
 - (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

（研究指導計画）

第5条 博士課程、博士前期課程及び博士後期課程の教育は、授業及び学位論文等の作成に関する指導によって行う。

- 2 大学院学則第9条第2項に定める計画（以下、「研究指導計画」という。）は、学生毎に作成するものとする。
- 3 研究指導計画の作成については、別に定める。

（授業科目及び単位数）

第6条 薬学専攻博士課程、薬学専攻博士前期課程及び同博士後期課程にはそれぞれ授業科目を置き、大学院生は定められた授業科目を履修する。

- 2 授業科目及び単位数については、別表1-1～4に定める。
- 3 各学年次において履修する授業科目の内容、授業時間表及び指導教員は学期の始めにシラバスにより公示する。
- 4 第2項の授業科目は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う本学の校舎及び附属施設等以外の場所で学生に履修させることができる。また、学生に海外において履修させる場合においても同様とする。

（修了要件単位数）

第7条 大学院学則第13条に定める修了要件単位数は、次のとおりとする。

- (1) 薬学専攻博士課程については、41単位以上を修得しなければならない。
- (2) 薬科学専攻博士前期課程については、31単位以上を修得しなければならない。
- (3) 薬科学専攻博士後期課程については、28単位以上を修得しなければならない。

(履修方法)

第8条 前条に定める単位修得に係る授業科目の選択等の履修方法は、別表1－1～4に定める。

(成績の評価)

第9条 授業科目の成績の評価は、指導教員が授業内容に対する学生の学習到達度によって行い、到達目標及び成績評価方法はシラバスに示す。

2 大学院学則第11条の規定にかかわらず、一部の授業科目は、論文、報告書等の審査により合・否を判定する。

(入学検定料)

第10条 入学検定料は、2万円とする。ただし、本学卒業生又は修了生が受験する場合の入学検定料は免除する。

(入学金)

第11条 大学院学則第20条の規定にかかわらず、本学卒業生又は修了生が大学院に入学する場合の入学金は免除する。

(学費の納入に関する取扱い)

第12条 薬学研究科の学費の納入期日、その他納入に関する取扱いは別に定める。

(聴講生)

第13条 大学院学則第29条に規定する聴講生を志望する者は、所定の願、その他必要書類を添えて願い出なければならない。

2 聴講生の受け入れは、薬学研究科教授会の議を経て、決定する。

3 聴講生に対しては、試験及び単位の授与を行わない。

4 聴講生の納付金は、別表2に定める。

(研究生)

第14条 大学院学則第30条に規定する研究生を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(3) その他本大学院において大学卒業以上の学力があると認めた者

2 研究生の受け入れは、薬学研究科教授会の議を経て、決定する。

3 研究生の指導教員は審議のうえ定める。

4 研究生は指導教員及び希望する科目の担当教員の許可を受けて講義を聴くことができる。

5 研究生の研究期間は原則として1年とする。ただし、引き続き研究を必要とする場合にはさらに願い出て、その許可を得なければならない。

6 研究生は、研究期間の終わりに当該研究成果について指導教員を経て、学長に提出しな

ければならない。

- 7 研究生で相当の成果をおさめた者には、審議のうえ、研究証明書を交付することがある。
ただし、正規の課程による在学年数又は履修単位としては認定されない。
- 8 研究生の納付金は、別表 2 に定める。その他研究に要する費用を負担させるものとする。

(科目等履修生)

- 第 15 条** 大学院学則第 3 1 条に規定する科目等履修生の受け入れは、薬学研究科教授会の議を経て、決定する。
- 2 科目等履修生の履修を許可し得る科目については、1 年度につき 1 2 単位以内とする。
 - 3 単位を修得した科目等履修生には、願い出により単位修得証明書を交付する。
 - 4 科目等履修生の納付金は、別表 2 に定める。

(特別聴講生及び特別研究生)

- 第 16 条** 大学院学則第 3 2 条及び第 3 3 条に規定する特別聴講生及び特別研究生の受け入れは、薬学研究科教授会の議を経て、決定する。
- 2 特別聴講生及び特別研究生の納付金は、当該大学との協議により決定する。

(聴講生等の入学又は受入れ時期)

- 第 17 条** 聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生の入学又は受入れ時期は学期の始めとする。ただし、特別の事情のあるときにはこの限りではない。

(雑 則)

- 第 18 条** この規程の施行に際して必要な事項は、薬学研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

(改 廃)

- 第 19 条** この規程の改廃は、薬学研究科教授会及び法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

(中 略)

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1－1 薬学専攻博士課程

授業科目	単 位 数		
	配当年次	必 修	選 択
医療薬学総論	1 前	1 単位	
薬学倫理教育特論	1 前	1 単位	
<医療薬学領域>			
病態薬理学特論Ⅰ	1 後		1 単位
病態薬理学特論Ⅱ	2 前		1 単位
病態解析学特論Ⅰ	1 前		1 単位
病態解析学特論Ⅱ	2 後		1 単位
<臨床薬学領域>			
医薬品動態制御学特論Ⅰ	1 後		1 単位
医薬品動態制御学特論Ⅱ	2 前		1 単位
医療評価薬学特論Ⅰ	1 前		1 単位
医療評価薬学特論Ⅱ	2 後		1 単位
臨床薬学特論Ⅰ	1 後		1 単位
臨床薬学特論Ⅱ	2 前		1 単位
<生物・予防薬学領域>			
予防薬学特論Ⅰ	1 前		1 単位
予防薬学特論Ⅱ	2 後		1 単位
<創薬化学領域>			
分子構造・機能解析学特論Ⅰ	1 前		1 単位
分子構造・機能解析学特論Ⅱ	2 前		1 単位
分子構造・機能解析学特論Ⅲ	3 前		1 単位
創薬化学特論Ⅰ	1 前		1 単位
創薬化学特論Ⅱ	2 前		1 単位
創薬化学特論Ⅲ	3 前		1 単位
外国文献講読	1～4	8 単位	
臨床評価演習	1・2 後	1 単位	
<医療薬学領域>			
薬効評価演習	1・2・3・4 前		1 単位
病態評価演習	1・2・3・4 前		1 単位
<臨床薬学領域>			
医療評価演習	1・2・3・4 前		1 単位
<生物・予防薬学領域>			
健康環境予防評価演習	1・2・3・4 後		1 単位
<創薬化学領域>			
創薬化学演習	1・2・3・4 前		1 単位
特別研究	1～4	24 単位	

授業科目の選択等の履修方法
本規程第 7 条に基づき、41 単位以上を修得しなければならない。 なお、選択科目中、講義科目は計 3 単位以上、演習科目は各学生の所属領域の科目を含め計 3 単位以上を修得するものとし、講義科目のうち創薬化学領域の科目は 1 科目 1 単位まで修了要件に含めることができる。

別表 1-2 薬学専攻博士課程 [がんプロフェッショナル養成コース]

授業科目	単 位 数		
	配当年次	必 修	選 択
医療薬学総論	1 前	1 単位	
薬学倫理教育特論	1 前	1 単位	
がん医療薬学特論	1・2・3・4 後	1 単位	
<医療薬学領域>			
病態薬理学特論Ⅰ	1 後		1 単位
病態薬理学特論Ⅱ	2 前		1 単位
病態解析学特論Ⅰ	1 前		1 単位
病態解析学特論Ⅱ	2 後		1 単位
<臨床薬学領域>			
医薬品動態制御学特論Ⅰ	1 後		1 単位
医薬品動態制御学特論Ⅱ	2 前		1 単位
医療評価薬学特論Ⅰ	1 前		1 単位
医療評価薬学特論Ⅱ	2 後		1 単位
臨床薬学特論Ⅰ	1 後		1 単位
臨床薬学特論Ⅱ	2 前		1 単位
<生物・予防薬学領域>			
予防薬学特論Ⅰ	1 前		1 単位
予防薬学特論Ⅱ	2 後		1 単位
<創薬化学領域>			
分子構造・機能解析学特論Ⅰ	1 前		1 単位
分子構造・機能解析学特論Ⅱ	2 前		1 単位
分子構造・機能解析学特論Ⅲ	3 前		1 単位
創薬化学特論Ⅰ	1 前		1 単位
創薬化学特論Ⅱ	2 前		1 単位
創薬化学特論Ⅲ	3 前		1 単位
e-Learning によるがん医療関連講義	別に定める		別に定める
外国文献講読	1～4	4 単位	
がんプロフェッショナル基盤育成演習Ⅰ	1 通	2 単位	
がんプロフェッショナル基盤育成演習Ⅱ	2 通	2 単位	
がんプロフェッショナル基盤育成演習Ⅲ	1・2・3・4 前・後	1 単位	
がん臨床・特別研究演習	1～4	2 単位	
がんプロフェッショナル基盤育成演習Ⅳ	1・2・3・4 前・後		1 単位
<医療薬学領域>			
薬効評価演習	1・2・3・4 前		1 単位
病態評価演習	1・2・3・4 前		1 単位
<臨床薬学領域>			
医療評価演習	1・2・3・4 前		1 単位
<生物・予防薬学領域>			
健康環境予防評価演習	1・2・3・4 後		1 単位
<創薬化学領域>			
創薬化学演習	1・2・3・4 前		1 単位
臨床薬学研修・特別研究	1～4	24 単位	

※e-Learning によるがん医療関連講義及び単位互換科目に関する単位数等については別に定める。

授業科目の選択等の履修方法
本規程第 7 条に基づき、41 単位以上を修得しなければならない。 なお、選択科目中、講義科目は計 2 単位以上（ただし、医療薬学領域、臨床化学領域、生物・予防薬学領域の各特論Ⅰからは 1 科目 1 単位、各特論Ⅱからは 1 科目 1 単位、創薬化学領域からは 1 科目 1 単位をそれぞれ上限とする）、演習科目は 1 単位以上を修得するものとする。

別表 1－3 薬科学専攻博士前期課程

授業科目	単 位 数		
	配当年次	必 修	選 択
<分子構造・機能解析学領域> 構造生物学特論 生物科学特論	1・2 前 1・2 後		1 単位 1 単位
<創薬化学領域> 生体機能分析学特論 薬化学特論 生薬・天然物化学特論	1・2 後 1・2 前 1・2 後		1 単位 1 単位 1 単位
<生命・環境科学領域> 環境科学特論 薬理学特論 薬物生体機能科学特論	1・2 前 1・2 後 1・2 後		1 単位 1 単位 1 単位
<3 領域統合科目> 領域統合型先端科学特論	1 後	1 単位	
薬学倫理教育特論 I	1 前	1 単位	
特別演習 (PBL)	1・2 前	2 単位	
(外国文献講読等)	1～2	4 単位	
特別研究	1～2	17 単位	

授業科目の選択等の履修方法
本規程第 7 条に基づき、31 単位以上を修得しなければならない。 なお、選択科目中、3 領域それぞれから 1 単位以上を含め、計 6 単位以上を修得すること。

別表 1－4 薬科学専攻博士後期課程

授業科目	単 位 数		
	配当年次	必 修	選 択
<分子構造・機能解析学領域>			
分子構造・機能解析学特論Ⅰ	1 前		1 単位
分子構造・機能解析学特論Ⅱ	2 前		1 単位
分子構造・機能解析学特論Ⅲ	3 前		1 単位
<創薬化学領域>			
創薬化学特論Ⅰ	1 前		1 単位
創薬化学特論Ⅱ	2 前		1 単位
創薬化学特論Ⅲ	3 前		1 単位
<生命・環境科学領域>			
生命・環境科学特論Ⅰ	1 後		1 単位
生命・環境科学特論Ⅱ	2 後		1 単位
生命・環境科学特論Ⅲ	3 後		1 単位
薬学倫理教育特論Ⅱ	1 前	1 単位	
特別演習Ⅰ	1 前	1 単位	
特別演習Ⅱ	2 前	1 単位	
特別演習Ⅲ	3 前	1 単位	
特別研究演習Ⅰ	1 後	1 単位	
特別研究演習Ⅱ	2 後	1 単位	
特別研究演習Ⅲ	3 前	1 単位	
特別研究	1～3	18 単位	

授業科目の選択等の履修方法	
本規程第 7 条に基づき、28 単位以上を修得しなければならない。 なお、選択科目中、計 3 単位以上を修得するものとし、生命・環境科学領域の選択科目は 1 科目 1 単位まで修了要件単位に含めることができる。	

別表 2 研究生等納付金

費 目		金 額	摘 要
研 究 生	指導料（月額）	10,000 円	
	研究料（月額）	20,000 円	
		10,000 円	本学卒業生
聴 講 生	聴講料（1 科目）	10,000 円	
科目等履修生	授業料（1 科目）	20,000 円	講義科目

- ・ 本学卒業生には大阪薬科大学卒業生を含む。

大阪医科薬科大学 学位規程

(昭和36年4月1日施行)

(目 的)

第1条 大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）学位規程は、学位規則（平成3年文部省令第217号）第13条の規定に基づき、論文審査の方法、試験、学力の確認の方法等学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本規程に定めるもののほか、各研究科の学位の申請及び授与に必要な事項は、医学研究科学学位規程施行細則、薬学研究科学学位規程施行細則、看護学研究科学学位規程施行細則（以下、「学位規程施行細則」という。）に定める。

(学 位)

第2条 この規程に基づいて授与する学位は、学士（医学）及び博士（医学）、修士（医科学）、学士（薬学）及び博士（薬学）、学士（薬科学）及び修士（薬科学）並びに博士（薬科学）、学士（看護学）及び修士（看護学）並びに博士（看護学）とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士及び博士の学位は、大阪医科薬科大学大学院（以下、「本大学院」という。）学則の定めるところにより、課程を修了した者に授与する。

3 前項に規定するもののほか、博士（医学）、博士（薬学）及び博士（薬科学）については、語学試験（外国語の試問）及び提出した学位論文の審査に合格し、かつ本大学院の博士課程に修業年限以上在学して所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することが試験により認められたものに授与することができる。

(課程による者の学位論文の提出)

第4条 修士及び博士の学位の授与にあたり課程による者が学位論文を提出するときは、学位規程施行細則に定める書類に審査手数料を添え、在学期間中所定の時期に指導教員を経て当該研究科長に提出するものとする。

2 学位論文及び必要書類の様式、部数、提出期日、審査手数料は学位規程施行細則に定める。

(学位論文及び審査手数料の返付)

第5条 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる事由があっても返付しない。

(学位論文の審査)

第6条 当該研究科長は、学位論文を受理したとき、当該研究科教授会（以下、「研究科教授会」という。）に、その審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第7条 研究科教授会は、前条の付託に基づき、その都度学位論文審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、3名以上で構成し、必要に応じ、当該研究科教授会構成員以外の本学教員を充てることができる。

3 研究科教授会が必要と認めたときは、学位論文の審査にあたって他大学大学院等の教員等に協力を求めることができる。

(審査委員会の職責)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を行う。

2 審査委員会は、学位論文の提出者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることがある。

(最終試験)

第9条 本大学院の課程による者の試験は最終試験として、所定の単位を取得又は取得見込であり、かつ学位論文の審査を終了した者に対し、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(審査期間)

第10条 学位論文の審査及び試験は、論文を受理した後1年以内に終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、論文審査の要旨及び試験の成績について、文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

(研究科教授会の議決)

第12条 研究科教授会は、前条の報告に基づき課程修了の可否につき議決する。

2 前項において可決を行うための要件は、学位規程施行細則に定める。

3 研究科教授会が議決をしたときは、当該研究科長は学長に文書で報告し、学長は報告内容を踏まえ決定する。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第13条 第3条第3項により学位論文を提出して博士の学位を請求しようとする者は、学位規程施行細則の定めによる書類に審査手数料及び審査料を添え、研究科長に提出するものとする。

2 学長は、学位論文の受理の可否について、研究科教授会の議を経て決定する。

(課程を経ない者の試験並びに試問)

第14条 第3条第3項に規定する語学試験（外国語の試問）の検定料は各研究科学位規程施行細則に定める。

- 2 第3条第3項に規定する試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとし、併せて専攻学術に関し、博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有し、かつ研究を指導する能力を有するか否かについて行うものとする。

(課程を経ない者の審査等準用規定)

第15条 第3条第3項に規定する学位論文の受理、審査、試験等に関しては、第5条から第8条まで並びに第10条から第12条までを準用する。

- 2 前項の準用条項においては「審査手数料」は「審査手数料並びに審査料」と、「課程修了の可否」は「論文の可否」と読み替えるものとする。

(学位の授与)

第16条 学長は第12条の議決に基づいて第3条第2項による者については課程修了の可否を、第3条第3項による者についてはその論文の可否を決定し、課程修了又は論文の合格を決定した者には所定の学位記を交付する。

- 2 課程修了の否、又は論文の不合格を決定した者にはその旨通知する。

(報告及び審査要旨の公表)

第17条 学長は前条により博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヶ月以内にその学位論文の要旨並びに論文審査の結果の要旨を、インターネットを利用して公表するとともに、授与した博士の学位に関わる所定の報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前にすでに公表したときはこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、論文の全文に変えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位名称)

第19条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「大阪医科薬科大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第20条 本学の学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は研

究科教授会の意見を踏まえ、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつその旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 研究科教授会において前項に規定する学位の取消しを決するための要件は学位規程施行細則に定める。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別に定める。

(学位記の再交付)

第22条 学位記の再交付を受けるときは、その事由を具し、再交付手数料を添え、学長に願い出なければならない。

(審査手数料、審査及び学位記再交付手数料)

第23条 学位論文の審査手数料並びに審査料及び学位記の再交付手数料は、学位規程施行細則に定める。

(改 廃)

第24条 本規程の改廃は、医学研究科教授会、薬学研究科教授会並びに看護学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和36年4月1日から施行する。
- 2 昭和31年1月20日付校大第505号をもって文部大臣認可の大阪医科大学学位規定は昭和36年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、昭和55年6月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成3年12月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２９年９月２５日から施行する。

附 則

この改正は、令和２年２月６日から施行する。

附 則

- １ この改正は、令和３年６月１１日から施行し、令和３年４月１日から適用する。
- ２ 令和３年３月３１日以前に大阪薬科大学において授与した学位については、大阪医科大学に継承する。

附 則

この改正は、令和４年１１月３０日から施行する。

大阪医科薬科大学 大学院薬学研究科学位規程施行細則

(令和3年4月1日施行)

(目 的)

第1条 この細則は、大阪医科薬科大学学位規程（以下、「学位規程」という。）に基づき、薬学研究科における学位論文の審査の方法、試験、学力の確認の方法に関わる取り扱いについて定める。

(学位授与の要件)

第2条 学位規程第3条第2項に基づき、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）大学院学則の定めるところにより、薬学研究科薬科学専攻博士前期課程を修了した者に修士（薬科学）の学位を授与する。

2 学位規程第3条第2項に基づき、本学大学院学則の定めるところにより、薬学研究科薬科学専攻博士後期課程を修了した者に甲号として博士（薬科学）の学位を授与する。

3 学位規程第3条第2項に基づき、本学大学院学則の定めるところにより、薬学研究科薬学専攻博士課程を修了した者に甲号として博士（薬学）の学位を授与する。

4 学位規程第3条第3項に基づき、本学に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ薬学研究科薬学専攻博士課程又は薬科学専攻博士後期課程に所定の修業年限以上在学して所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することが試験により認められた者に乙号として博士（薬学）又は博士（薬科学）の学位を授与することができる。

(学位論文の提出並びに学位授与の申請の取り扱い)

第3条 学位規程第3条第2項に基づく修士学位論文審査の申請者は、博士前期課程に所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者とする。

2 学位規程第3条第2項に基づく博士学位論文の申請者は、薬学専攻博士課程又は薬科学専攻博士後期課程に所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者とし、甲号の申請として取り扱う。

3 学位規程第3条第3項に基づく博士学位論文の申請者は、乙号の申請として取り扱う。

4 薬学専攻博士課程又は薬科学専攻博士後期課程在学中に学位授与を申請し、所定の修業年限を経て退学した者については、甲号への申請として取り扱う。この場合、学位授与の手続きは学位授与の申請を受理した日からおよそ3か月以内に完了するものとする。

(学位論文の提出並びに学位授与の申請書類)

第4条 博士前期課程の学生で修士学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類及び審査手数料10,000円を2年次の2月中に薬学研究科長に提出しなければならない。

学位論文審査申請書（様式1） 1通

学位論文（所定の用紙） 4部

学位論文要旨（様式3） 薬学研究科教授会の指示する部数

論文目録（様式4） 薬学研究科教授会の指示する部数

- 2 本細則第3条第2項に該当する者のうち博士学位論文の審査を受けようとする者（以下、「課程による者(甲)」という。）は、次の書類及び審査手数料 10,000 円を博士課程（4年制）在学学生は4年次、博士後期課程在学学生は3年次の12月20日までに薬学研究科長に提出しなければならない。ただし、長期履修を許可されている者の書類の提出期日は長期履修適用後の最終学年の12月20日とする。

学位論文審査申請書（様式1） 1通

学位論文（所定の用紙） 4部

学位論文要旨（様式3） 薬学研究科教授会の指示する部数

論文目録（様式4） 薬学研究科教授会の指示する部数

学位論文の基礎となる報文（※1） 各4部

参考論文（別刷又はコピー）（※2） 各4部

同上の報文の共著者の承諾書（様式8） 各1通

（※1）基礎となる報文

査読審査のある原著の筆頭著者論文が1報以上、原則として1報以上は英文とする。原則として full paper 又はそれに準ずるものであり、impact factor の付されている雑誌に掲載されたものとする。また、主に博士課程（4年制）又は博士後期課程の期間に実施された研究成果によるものでなければならない。なお、掲載受理（accepted）され印刷中（in press）の原稿も基礎となる報文に含めることができる。

（※2）参考論文

提出は任意とする。学位論文に関係があり、その研究と同じ分野の論文等を指す。なお、学術雑誌等に公表されたもので、筆頭著者ではなくても共著者となっていれば問題ない。

- 3 本細則第3条第3項に該当する者で博士の学位を申請しようとする者（以下、「課程を経ない者(乙)」という。）は、次の書類及び審査手数料 10,000 円を薬学研究科長に提出しなければならない。

学位論文審査申請書（様式2） 1通

学位論文 4部

学位論文要旨（様式3） 大学院委員会の指示する部数

論文目録（様式4） 大学院委員会の指示する部数

学位論文の基礎となる報文（別刷り又はコピー）（※1） 各4部

同上の報文の共著者の承諾書（様式8） 各1通

参考論文（別刷り又はコピー）（※2） 各4部

履歴書（様式5） 1通

研究歴証明書（様式9） 1通

最終学校の卒業証明書 1通

推薦書（様式10） 1通

（※1）基礎となる報文

薬学：査読審査のある論文が3報以上、英文を原則として2報以上は筆頭著者論文と

する。原則として full paper 又はそれに準ずるものであり、impact factor の付されている雑誌に掲載されたものとする。なお、掲載受理 (accepted) され印刷中 (in press) の原稿も基礎となる報文に含めることができる。

薬科学：査読審査のある論文が 3 報以上、英文を原則として 2 報以上は筆頭著者論文とする。原則として full paper 又はそれに準ずるものであり、impact factor の付されている雑誌に掲載されたものとする。なお、掲載受理 (accepted) され印刷中 (in press) の原稿も基礎となる報文に含めることができる。

(＊ 2) 参考論文

提出は任意とする。学位論文に関係があり、その研究と同じ分野の論文等を指す。学術雑誌等に公表されたもので、筆頭著者ではなくても共著者となっていれば問題ない。

(学位論文の受理)

第 5 条 学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理については、受付締切後に薬学研究科大学院委員会を開催して受理について検討し、薬学研究科教授会に報告を行う。薬学研究科教授会は、当該報告に基づき受理の可否を決定する。

- 2 課程を経ない者(乙)による学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理については、必要な研究歴を有し、かつ学位規程第 3 条第 3 項に定める試験に合格した者に限る。
- 3 前項の学位申請者は、薬学研究科教授会構成員の推薦を得た者でなければならない。

(審査委員会)

第 6 条 学位論文の審査は、学位規程第 7 条に基づく学位論文審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

- 2 審査委員会の委員は、薬学研究科教授会において決定する。
- 3 博士学位論文の審査委員会については、主査 1 名（指導教員を除く）、副査 2 名以上、計 3 名以上とし、薬学研究科教授会構成員の中から選出する。ただし、薬学研究科教授会の議を経て副査に本学薬学研究科の准教授を加えることができる。
- 4 修士学位論文の審査委員については、主査 1 名（指導教員）、副査 2 名以上、計 3 名以上とし、薬学研究科教授会構成員の中から選出する。ただし、薬学研究科教授会の議を経て審査委員会に本学薬学研究科の准教授及び講師を加えることができる。
- 5 第 3 項、第 4 項の副査のうち主査と同一研究室の教員の上限は 1 名とする。
- 6 第 3 項のうち、課程による者（甲）の学位論文の審査委員会の主査は当該学位に係る専攻課程の専任教員（指導教員を除く）とし、副査のうち兼任教員の上限は 1 名とする。
- 7 第 3 項のうち、課程を経ない者（乙）の学位論文の審査委員会の主査は当該学位に係る専攻課程の専任教員とし、副査のうち兼任教員の上限は 1 名とする。なお、第 5 条第 3 項による推薦者は主査になることはできない。

(審査の順序)

第 7 条 課程を経ない者（乙）の学位論文の審査委員会は提出された書類の確認審査を行った後、学力の確認を行い、薬学研究科教授会の議を経て学力を認定し、次いで、論文の審査及び試験を行う。

(学力の確認)

第8条 学位規程第3条第3項に基づき審査委員会は学力の確認のための試験を行う。この試験は表1の区分により行う。

表1

区分	行うべき試験
理科系修士の学位を有する者	専攻及び関連学術に関する試験
理科系大学（6年制）卒業生	専攻及び関連学術に関する試験及び外国語
理科系大学（4年制）、旧制薬学専門学校卒業生	専攻及び関連学術に関する試験及び外国語
上記に該当しない者	専攻及び関連学術に関する試験及び外国語ならびに基礎学力確認のための試験

外国語の試験は英語とする。

- 2 博士課程又は博士後期課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者については、薬学研究科教授会の議を経て、学力の確認を免除することができる。
- 3 審査委員会は第1項に定める学力の確認のための試験結果の要旨を様式11により薬学研究科教授会に報告しなければならない。
- 4 薬学研究科教授会は前項の試験結果の要旨の報告に基づいて審議し、論文の審査ならびに最終試験を行うべきか否かを議決する。
- 5 前項の議決には本細則第12条の規定を準用する。

(学位論文の審査及び試験)

第9条 受理した学位論文の審査及び最終試験は、前条に基づく審査委員会の決定後、速やかに開始する。

- 2 最終試験は口述による論文内容の発表及びこれに関する科目についての試験とする。口述による論文内容の発表は公開とし、質疑を含めておおむね30分以内とする。試験の方法及び充当する時間は審査委員会が適宜に定めるものとする。

(学位論文の審査及び試験結果報告)

第10条 本細則第6条に定める主査は副査と協議のうえ、様式6による審査結果の要旨を作成して薬学研究科教授会に報告するものとする。

- 2 前項の報告により薬学研究科教授会が学位授与の審議をしたときは、様式7により速やかに学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第11条 前条の手続きを経た後、博士前期課程の学生の学位授与の手続きは3月中に完了するものとする。

- 2 前条の手続きを経た後、課程による者（甲）の学位授与の手続きは学位授与の申請を受理した日からおよそ3か月以内の課程在学中に完了するものとする。

- 3 前条による手続きを経た後、課程を経ない者（乙）の学位授与の手続きは学位授与の申請を受理した日から6か月以内に完了するものとする。

（学位授与の議決）

第12条 薬学研究科教授会は学位規程第12条に定めるもののほか、本条に基づき学位授与の可否について議決する。

- 2 前項において可決を行うためには、薬学研究科教授会構成員（海外出張中、休職中の者を除く）の3分の2以上、かつ当該学位に係る専攻課程の専任教員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 学位授与すべきことを決定するためには、出席者の3分の2以上、かつ出席している当該学位に係る専攻課程の専任教員の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 4 薬学研究科教授会は学位規程第7条第2項及び第3項により審査委員を前項に規定する者以外の者に委嘱した場合、その者を出席させ意見を徴することができる。

（審査手続料及び審査料）

第13条 学位論文の提出並びに学位授与の申請が受理された者は、審査料300,000円を指定の期日までに納入しなければならない。なお、審査手続料及び審査料は表2に定める。

- 2 指定期日までに納付されなかった場合、学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理を取り消す場合がある。

表2

項目		金額
審査手続料		10,000円
審査料	(1) 本細則第2条第1～3項に該当する者	免除
	(2) 本細則第2条第4項に該当する者	300,000円
学位記再交付手数料		30,000円

ただし、外国人留学生の審査料は、薬学研究科教授会の決定により減額できるものとする。

（学位授与日等）

第14条 学位授与の日付は、学位記授与式日とする。

（課程を経ない者（乙）の研究歴等）

第15条 本細則第5条第2項に定める必要な研究歴を有すると認める者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学薬学研究科の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を取得して退学した者で、博士課程を経た者（甲）の資格に該当しない者。
- (2) 薬学部又は薬学科及びこれらと同等と認められる研究施設で表3に定める所定の年限以上の研究歴を有する者。

- 2 前項第2号に該当するものについては、研究能力、研究に対する姿勢、本学が学位を授与するに相応しい人物であるか評価するため、1年間、研究生として薬学研究科に籍を置くこととする。なお、本学薬学研究科の博士課程に1年以上在学し退学した者は、研究生として籍を置くことを免除する。
- 3 前項の在籍期間は表3に定める研究歴の年限に含めることができる。
- 4 第2項にかかわらず、第5条第3項に定める推薦者と共著の論文を第4条第3項に定める学位論文の基礎となる報文として提出する者は、研究生として籍を置くことを免除する。

表 3

区分	学位の種類	理科系修士 の学位を有 する者	理科系大学 (6年制) 卒業者	理科系大学 (4年制)、 旧制薬学専 門学校卒業 者	左記に該当 しない者
研究施設					
大学の薬学部又は 薬学科及びこれと 同等と認められる 研究施設	薬科学	4年以上	4年以上	6年以上	10年以上
	薬学	5年以上	5年以上	7年以上	11年以上

備考：表3に定める「同等と認められる研究施設」は下記のとおりとする。

- (1) 薬学に関係のある国立又は公立の研究所等の研究機関
- (2) 財団法人又は社団法人組織による薬学に関係ある研究所
- (3) 国立、公立又は私立等の医療機関で薬学に関係ある十分な研究施設を有するもの
- (4) 薬学に関係ある会社で、十分な研究施設を有するもの
- (5) その他薬学研究科教授会において前各号に準ずるものと認めた施設

(改 廃)

第16条 この細則の改廃は、薬学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 大阪薬科大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程又は同研究科薬科学専攻博士後期課程在学中に学位授与を申請し、所定の修業年限を経て令和3年3月31日付で退学した者については、第3条第4項に定める取り扱いを適用する。

附 則

この改正は、令和4年11月30日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年6月1日から施行する。

様式 1

第 4 条第 1 項、第 2 項の規定による学位論文審査申請書様式

学位論文審査申請書									
令和 年 月 日									
大阪医科薬科大学薬学研究科長 殿									
年入学 氏名	専攻（領域又は分野） ⑩								
大阪医科薬科大学学位規程施行細則第 4 条第 1 項、第 2 項の規定に基づき博士・修士（薬科学・薬学）の学位を受けたいので学位論文、論文要旨、論文目録及び審査手数料 10,000 円を添えて申請いたします。									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">審査手数料証紙貼付欄</th> <th style="width: 50%;">受理年月日</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table>	審査手数料証紙貼付欄	受理年月日			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">審査手数料証紙貼付欄</th> <th style="width: 50%;">受理年月日</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table>	審査手数料証紙貼付欄	受理年月日		
審査手数料証紙貼付欄	受理年月日								
審査手数料証紙貼付欄	受理年月日								

様式 2

第 4 条第 3 項の規定による学位論文審査申請書様式

学位論文審査申請書									
令和 年 月 日									
大阪医科薬科大学薬学研究科長 殿									
住所 氏名	⑩								
大阪医科薬科大学学位規程施行細則第 4 条第 3 項の規定に基づき博士（薬科学・薬学）の学位を受けたいので学位論文、論文要旨、論文目録、履歴書及び審査手数料 10,000 円を添えて申請いたします。									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">審査手数料証紙貼付欄</th> <th style="width: 50%;">受理年月日</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table>	審査手数料証紙貼付欄	受理年月日			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">審査手数料証紙貼付欄</th> <th style="width: 50%;">受理年月日</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table>	審査手数料証紙貼付欄	受理年月日		
審査手数料証紙貼付欄	受理年月日								
審査手数料証紙貼付欄	受理年月日								

様式 3

第 4 条第 1 項、第 2 項、第 3 項の規定による学位論文要旨様式

学 位 論 文 要 旨	
氏 名	⑩
学位論文題目	

様式 4

第 4 条第 1 項、第 2 項、第 3 項の規定による論文目録様式

論 文 目 録	
令和 年 月 日	
学位授与申請者	
氏名	⑩
学位論文題目	

1. 学位論文の基礎となる報文の題目、著者名（全員）、公表の方法及びその時期	

2. 参考論文の題目、著者名（全員）、公表の方法及びその時期	

(注) 1. 参考論文のないときは、「なし」と記すこと。	
2. 論文の題目が外国語のときは、和訳を付けること。	
3. インパクト・ファクターを記載すること。	

様式 5

第 4 条第 3 項の規定による履歴書様式

履 歴 書			写 真 3 cm × 4 cm
ふりがな 氏 名			
生年月日	年 月 日 (満 歳)		
本籍 (都道府県のみ)			
ふりがな 現 住 所			

学 歴		
年 月 日		
職 歴		
年 月 日		
研 究 歴		
年 月 日		
免 許 ・ 資 格		
年 月 日		
賞 罰		
年 月 日		

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

----- 氏名 ----- 印 -----

※学歴は高等学校卒業以上を記入する。

報 告 書

令和 年 月 日

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科教授会 殿

審査委員会

主査 教授 (印)

副査 教授 (印)

副査 教授 (印)

本学薬学研究科学位規程施行細則第 10 条第 1 項により本学大学院学則第 条該
当者 君の学位論文内容の審査結果の要旨ならびに最終試験の結果の要旨を別
添 1、2 のとおり報告します。

別添 1

学位論文審査要旨

論文提出者 _____

論文題目 _____

審査概要 _____

上記の論文は (薬科学・薬学) 論文として適当・不適当と判断する。

別添 2

最終試験結果の要旨

学位論文提出者 君に対し、口頭・筆答試問により最終試験を行い、
合格・不合格と決定した。

様式 7

報 告 書

令和 年 月 日

大阪医科薬科大学長 殿

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科長

⑩

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科教授会は本学薬学研究科学位規程施行細則第 10 条第 2 項により、本学大学院学則第 条該当者 君に (薬科学・薬学) の学位の授与を適当・不適当と認める議決をしたことを報告します。

様式 8

承 諾 書	
令和 年 月 日	
大阪医科薬科大学長 殿	共著者 氏名 ⑩
学位授与申請者 が下記論文を学位論文の一部として使用することを承諾します。	
なお、下記論文は、当学位授与申請者以外の学位論文には使用していません。	
記	

(注) 著者名 (全員)、論文題目、掲載雑誌名、掲載巻、号、ページ (発行年) の順に記すこと	

様式 9

証 明 書	
令和 年 月 日	
大阪医科薬科大学長 殿	所属長 氏名 ⑩
このたび貴学に博士 (薬科学・薬学) の学位授与を申請している は当所において下記のとおり研究に従事していたことを証明します。	
記	
研究内容	
研究期間	

様式 1 0

推 薦 書		
		令和 年 月 日
大阪医科薬科大学長 殿		
推薦者 教授		⑩
学位授与申請者氏名		

様式 1 1

報 告 書		
		令和 年 月 日
大阪医科薬科大学大学院薬学研究科教授会 殿		
審査委員会		
主査 教授		⑩
副査 教授		⑩
副査 教授		⑩
本大学院学則第 1 4 条第 2 項及び学位規程第 3 条第 3 項により博士の学位（薬科学・薬学）を申請した 君の提出書類の確認審査並びに学力の確認の結果の要旨を次のとおり報告します。 記 1. 書類審査の結果は学位規程施行細則第 1 5 条の要件ならびに第 4 条第 3 項の必要書類を満たしている。 2. 学位規程施行細則第 8 条に定める学力の認定のための試問の結果は次のとおりである。		
施行日時	科 目	成 績

薬学研究科学位論文審査基準

(平成30年2月26日施行)

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科における学位論文審査基準について、以下のとおり定める。

薬科学専攻博士前期課程

広く高度で知的な素養と幅広く深い学問的知識を身に付け、柔軟な応用力を備えた研究能力、倫理観、さらには国際的視野を持つことを学位授与の基準としていることから、学位論文は次の基準により審査します。

1. 研究背景及び研究課題に関して十分な知識を有している
2. 研究目的を適切に設定できている
3. 実験を適切に計画し、自立的に遂行できている
4. 実験結果を適切に解析し、評価できている
5. 関連領域の論文を適切に引用し、十分な考察ができている
6. 研究内容は独創性及び新規性に富んでいる
7. 学位論文に関するプレゼンテーション及び質疑を適切かつ論理的に行うことができる
8. 研究内容及び学位論文は研究者としての倫理にかなっている

薬科学専攻博士後期課程

生命科学の応用として展開される創薬科学や関連する研究領域において、新しい視点と独自の発想から課題を的確に把握し、それを解決できる高度な専門的知識と技能、倫理観を持ち、さらに指導力とリーダーシップを発揮して薬科学領域の研究に貢献できる能力を身に付けていることを学位授与の基準としていることから、学位論文は次の基準により審査します。

1. 研究背景及び研究課題に関して十分な知識を有している
2. 研究目的を適切に設定できている
3. 実験を適切に計画し、自立的に遂行できている
4. 実験結果を適切に解析し、評価できている
5. 関連領域の論文を適切に引用し、十分な考察ができている
6. 研究内容は独創性及び新規性に富んでいる
7. 学位論文に関するプレゼンテーション及び質疑を適切かつ論理的に行うことができる
8. 研究内容及び学位論文は研究者としての倫理にかなっている
9. 査読のある学術雑誌に掲載された又は掲載予定の論文を基礎となる報文としている

薬学専攻博士課程

薬学研究に貢献できる十分な能力を有し、高度かつ広範で最新の知識、並びに高度かつ優れた技能・態度・倫理観・責任感等を身に付けていること、優れた臨牀的洞察力、観察力、解析力を持ち、臨牀現場に精通していること、以上を学位授与の基準としていることから、学位論文は次の基準により審査します。

1. 研究背景及び研究課題に関して十分な知識を有している
2. 研究目的を適切に設定できている
3. 実験を適切に計画し、自立的に遂行できている
4. 実験結果を適切に解析し、評価できている
5. 関連領域の論文を適切に引用し、十分な考察ができている
6. 研究内容は独創性及び新規性に富んでいる
7. 学位論文に関するプレゼンテーション及び質疑を適切かつ論理的に行うことができる
8. 研究内容及び学位論文は研究者としての倫理にかなっている
9. 査読のある学術雑誌に掲載された又は掲載予定の論文を基礎となる報文としている

附 則

この基準は、平成 30 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

薬学研究科研究指導計画書の作成要領

(平成30年3月2日施行)

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科規程第5条第3項に基づき、薬学研究科における「研究指導計画書」の作成要領について、以下のとおり定める。

1. 新たに本学大学院薬学研究科に入学した学生は、研究テーマ及び学位論文作成のスケジュールを指導教員と相談し、初年度の研究計画を立案する。また、指導教員はこれに対する指導計画を立案する。
2. 学生は各年度の研究成果を、年度末に開催する「大学院中間発表会」において公開形式で報告し、助言を受ける。この助言を踏まえ、学生は指導教員と相談の上、次年度の研究計画を立案する。また、指導教員はこれに対する指導計画を立案する。
3. 各年度の「研究指導計画書」は、指導教員が4月末日までに薬学学務部教務課に提出する。提出された計画書は大学院薬学研究科教授会に諮り、必要に応じてさらに教育的助言を受けて修正される。承認された計画書は薬学学務部教務課で保管する。また、指導教員と学生はそれぞれ写しを保管する。
4. 「研究指導計画書」の様式は別紙のとおりとする。

附 則

この要項は、平成30年3月2日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

(様 式)

令和 年度 薬学研究科研究指導計画書

学籍番号		氏名	印
課程		年次	
指導教員	印	入学年度	
研究テーマ			
研究計画（学会発表、論文作成等の計画を含む）：学生が記入			
研究指導計画（学会発表、論文作成等の計画を含む）：指導教員が記入			

(記載例)

令和〇〇年度 薬学研究科研究指導計画書

学籍番号	1 2 3 4 5	氏名	高槻 花子 印
課程	薬学専攻博士課程	年次	1
指導教員	大阪 薬太 印	入学年度	平成□□年
研究テーマ	〇〇に伴う××の発現の解明		
研究計画（学会発表、論文作成等の計画を含む）：学生が記入			
・ 研究の背景と目的 ・ 今年度の課題と実験計画 ・ 期待される成果 ・ 学会発表、論文投稿等の予定 など			
研究指導計画（学会発表、論文作成等の計画を含む）：指導教員が記入			
・ 上記学生の研究計画に対する指導方針 ・ 今年度の課題と実験計画の修正 など			

大阪医科薬科大学 大学院薬学研究科における長期履修に関する規程

(平成 31 年 4 月 1 日施行)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、大阪医科薬科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第 7 条第 4 項に基づき、大阪医科薬科大学大学院薬学研究科（以下、「薬学研究科」という。）における長期履修に関し、必要な事項を定める。

(対象専攻課程)

第 2 条 長期履修を申請することができる専攻課程は、薬学研究科薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士後期課程とする。

(対象者)

第 3 条 長期履修を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 有職者又は有職予定者（パートタイム労働者は不可）
 - (2) 育児又は介護等の事情を有する者
 - (3) その他、研究科長が相当と認めた者
- 2 前項第 3 号については、学位論文の基礎となる報文の掲載証明の取得遅れ等を事由にする場合を除く。

(期 間)

- 第 4 条** 長期履修期間は、大学院学則第 7 条第 2 項に定める標準修業年限に 2 年を加え、薬学専攻博士課程は 6 年まで、薬科学専攻博士後期課程は 5 年までとする。
- 2 在学年限については、長期履修の適用にかかわらず、大学院学則第 7 条第 5 項第 2 号による。
- 3 長期履修をする学生は、大学院学則第 7 条第 2 項ただし書きに定める修学年限の特例の適用を受けることはできない。

(申請及び辞退)

- 第 5 条** 長期履修を希望する者又は許可後に辞退を希望する者は、別表に基づき、必要書類を提出しなければならない。
- 2 前項の提出は、指導教員（予定者を含む。）を経て行わなければならない。

(許 可)

第 6 条 長期履修の許可は、前条の申請後、薬学研究科大学院委員会が審査を行い、薬学研究科教授会の議を経て学長が行う。

(履 修)

第 7 条 長期履修適用者は、指導教員の指示の下で計画的に履修を行わなければならない。

(学費等)

第8条 長期履修適用者の学費は、標準修業年限の期間（薬学専攻博士課程は4年間、薬科学専攻博士後期課程は3年間）については大学院学則第28条に基づくものとし、標準修業年限を超過する期間（薬学専攻博士課程は5年目及び6年目、薬科学専攻博士後期課程は4年目及び5年目）については免除する。

2 長期履修適用者は、TA、RA、及び本学の奨学金制度に応募することはできない。

(雑 則)

第9条 大学院学則及びこの規程に定めるもののほか、長期履修の実施に関し必要な事項等は、必要に応じて薬学研究科教授会の議を経て、学長が定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、薬学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表 長期履修の申請に必要な書類及び提出時期等

必要書類	第3条第1項第1号該当者 (1) 長期履修申請書（様式1） (2) 在職（就業）証明書（職業を有することが確認できる書類。有職予定者については採用内定通知書をもって代えることができる。入学試験出願時においては受験承諾書をもって代えることができる。） (3) その他必要と認める書類
	第3条第1項第2号該当者 (1) 長期履修申請書（様式1） (2) 次のうち該当する書類 ア 母子手帳等、出産予定あるいは出産したことを証明する書類 イ 介護認定書あるいは介護を必要とすることを記した医師の証明書及び住民票等の被介護者との関係がわかる書類
	第3条第1項第3号該当者 相当と認めるための当該事由を明らかにすることができる公的機関等の証明書
	第5条第1項に定める辞退希望者 長期履修辞退願（様式2）
提出時期	入学生 大学院入学時の4月末日まで 在学生 (1) 薬学専攻博士課程：第3学年在籍時の12月の薬学研究科教授会が定める時期 (2) 薬科学専攻博士後期課程：第2学年在籍時の12月の薬学研究科教授会が定める時期
提出先	薬学学務部教務課

様式 1

長期履修申請書			
		令和	年 月 日
大阪医科薬科大学学長 殿			
		住所 氏名	印
「大阪医科薬科大学大学院薬学研究科における長期履修に関する規程」第3条第1項 第（1・2・3）号に基づき長期履修を申請いたします。			
		指導教員	印

様式 2

長期履修辞退願			
		令和	年 月 日
大阪医科薬科大学学長 殿			
		住所 氏名	印
「大阪医科薬科大学大学院薬学研究科における長期履修に関する規程」第5条第1項 に基づき長期履修の辞退を願い出ます。			
		指導教員	印

大阪医科薬科大学 大学院薬学研究科における修業年限の特例に関する規程

(平成31年4月1日施行)

(目 的)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第7条第2項ただし書きに定める薬学研究科薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士後期課程の修業年限の特例に関する取扱いについて定める。

(適用条件)

第2条 修業年限の特例の適用を受けて博士課程を修了することができる者は、次のすべてに該当している場合とする。

- (1) 薬学専攻博士課程では3年以上、薬科学専攻博士後期課程では2年以上在学する者
 - (2) 修了に必要な単位を修得する見込みがあるもの
 - (3) 指導教員により推薦された者
 - (4) 査読審査のある国際的に著名な英文誌に掲載又は掲載受理 (accepted) され印刷中 (in press) の、原著の筆頭著者論文（原則として英文）を1報以上、学位論文の基礎となる報文として有する者
 - (5) 前号の著名な英文誌とは、当該論文が掲載又は掲載受理された時点の Science Citation Index が定義する impact factor が5以上の雑誌をいう。ただし、2報以上の論文を有する場合は、掲載雑誌 impact factor の総和が10以上の場合も要件に該当するとみなす。
- 2 前項第2号の要件を満たすため、指導教員と相談のうえ、薬学研究科規程に定める科目の配当年次にとらわれず早期に授業科目を履修することができる。
- 3 第1項第4号の基準にかかわらず、薬学研究科教授会が種々の事情を考慮して特に必要と認めた場合、学長の承認を得て修業年限の特例を適用することができる。

(修了時期)

第3条 この規程による課程修了の時期は、薬学専攻博士課程は3年次、薬科学専攻博士後期課程は2年次のそれぞれ年度末とする。

(必要手続)

第4条 修業年限の特例の適用を受けようとする者は、別に定める申請書及び指導教員による推薦書を提出しなければならない。ただし指導教員による推薦書は、薬学研究科学位規程施行細則第4条第3項に定められた様式を準用するものとする。

- 2 修業年限の特例の適用を受けようとする者の学位授与の申請手続きについては、薬学研究科学位規程施行細則第4条第2項の規定を準用する。ただし、論文目録には、学位論文の基礎となる報文の impact factor（掲載又は受理された時点で Science Citation Index が発表したもの）を記載することとする。

(資格審査)

第5条 修業年限の特例の適用を受けようとする者の資格審査は、前条の申請後、速やかに薬学研究科大学院委員会がこれを行うものとし、薬学研究科教授会の議を経て学長が決定する。

(決定通知)

第6条 修業年限の特例の適用を受けようとする者の申請が許可された場合には、速やかに当該申請者に通知し、所定の学位論文審査手続きを行うものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、薬学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

様式

申 請 書			
		令和	年 月 日
大阪医科薬科大学学長 殿			
		住所	
		氏名	印
大阪医科薬科大学大学院薬学研究科における修業年限の特例に関する規程に基づき 修業年限の特例措置を申請いたします。			



大阪医科薬科大学

Osaka Medical and Pharmaceutical University

薬学研究科（阿武山キャンパス）

〒569-1094

大阪府高槻市奈佐原4丁目 20 番1号

TEL (072) 690 - 1000 (代表)

FAX (072) 690 - 1005

URL <http://www.ompu.ac.jp>